

特許庁業務・システム最適化計画に係る
特許庁システム

調達計画書

情報システムの 区分	特定情報システム 該当性
(A) 最適化対象業務・ システムの構築	特定情報システムに 該当

平成 26 年 6 月

特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室

1. システムの全体像.....	1
1.1. 業務の概要.....	1
1.2. システムの概要.....	1
2. 調達計画.....	3
2.1. 特許庁システムのシステム方式と調達内容.....	3
2.2. 設計・開発の工程における分離調達の内容.....	4
2.3. ハードウェアとソフトウェアの分離調達内容.....	4
2.4. 運用及び保守の分離調達の内容.....	5
2.5. 設計・開発等の工程の管理に関する内容.....	5
2.6. 全工程のスケジュール.....	6
2.7. 今後の各調達の詳細スケジュール.....	7
3. その他調達内容に関する事項.....	10
3.1. 評価方式及び契約形態.....	10
3.2. 知的財産権の取り扱い.....	12
3.3. 入札制限.....	12
4. 本計画書の妥当性証明について.....	13
4.1. 調達担当課室の長.....	13
4.2. CIO 補佐官等.....	13
5. 本計画書に関する窓口連絡先.....	13
6. 調達計画書の改定方針.....	13
6.1. 改定契機.....	13
6.2. 改定手順.....	13

1. システムの全体像

1.1. 業務の概要

特許庁は、発明、デザイン、ブランドなどの知的財産の保護・活用を図り、産業の発達に寄与するべく、産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）制度を運営している。主な業務及びその概要は以下のとおりである。（「図表1 特許庁業務の流れ」参照）

1.1.1. 受付発送

各種申請書類、中間書類、納付書等についてオンライン等で受付する（年間約50万件出願（平成24年）。紙手続の場合は、データエントリ機関でデータエントリすることにより以後の業務を電子化）。申請人に対する通知等についてオンライン等で発送する。

1.1.2. 方式審査

各種申請書類等の手続的・形式的な要件の充足を判断し、必要に応じて通知書等の起案・決裁をする。

1.1.3. 実体審査(検索)

出願内容を理解した後、先行技術文献等データベースから従来技術等を検索する。

1.1.4. 実体審査(業務)

実体要件の充足（特許性等）を判断した後、その結果等について、通知書、査定書等の起案・決裁をする。

1.1.5. 登録

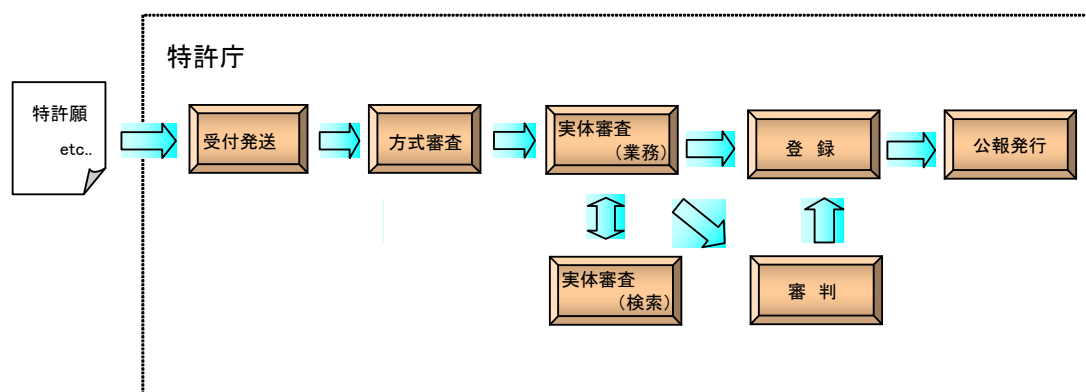
登録原簿に登録し、これにより特許権等の権利、特許料等の料金を管理する。

1.1.6. 公報発行

特許等の申請情報や発明等の内容を一般に公表する公報を発行するため、出願情報のデータベース、登録原簿から必要なデータを抽出し、公報データを自動編集し、公報として発行する。

1.1.7. 審判

審判に関する各種請求等について、請求書等の方式を調査し、審理を経て、審決等の起案・決裁をする。



図表1 特許庁業務の流れ

1.2. システムの概要

年々増大化する上記業務の抜本的な効率化を進めるため、特許庁は、昭和59年、世界に先駆けて、特許行政全般の電子化を図る「ペーパーレス計画」を策定し、平成2年には世界初の電子出願システムを導入した。

以来、特許庁では上記業務等にITを活用したシステムを積極的に導入し、特許庁を取り巻く環境変化への対応や、システムによる業務処理の質と効率化を両立させるため、不断の改良・改善を進めてきた。その

結果、今や特許庁システムは産業財産権制度の運営に不可欠なプラットフォームとしての役割を果たしている。同システムは、技術的には、主として以下のシステムから構成されている。

1.2.1. 事務システム

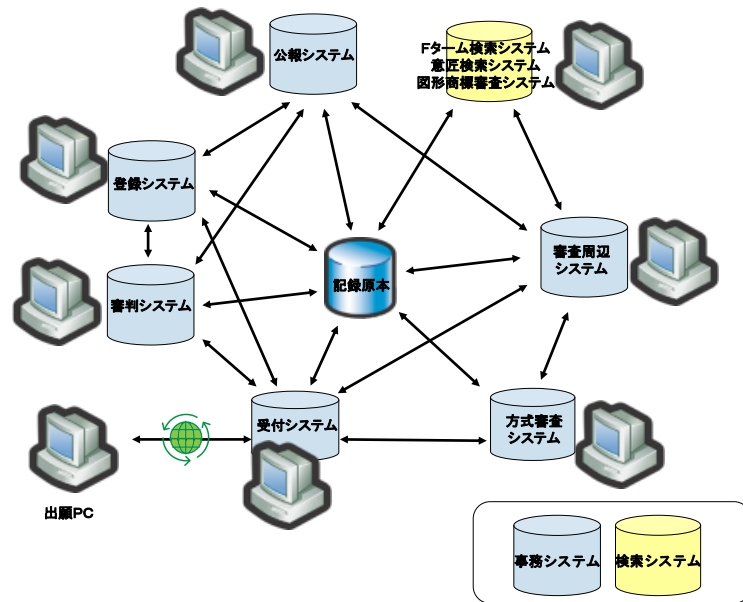
事務システムは、以下の個別システムにより構成されている。

- (1) 受付システム
オンラインにより申請データ・受領書等を授受する
- (2) 方式審査システム
方式を自動的にチェックする
- (3) 記録原本管理システム
申請データ等を格納管理する
- (4) 登録システム
登録原簿に権利の内容、権利者等を登録する
- (5) 審査周辺システム
特許・実用新案、意匠、商標にかかる審査対象案件の管理、起案・決裁処理、審査補助等の審査官業務を支援する

1.2.2. 検索システム

検索システムは、以下の個別システムにより構成されている。

- (1) Fターム検索システム
特許の公報などにおいては、公報等の審査資料に技術的特徴に応じて付与した分類であるFターム及びFI、フリーワード等の検索キー、出願人、発明者、発明の名称、更にはフルテキストにより検索できる
- (2) 意匠検索システム
意匠分類を複数の観点により細区分化した分類であるDタームにより検索できる
- (3) 図形商標審査システム
商標においては、文字列検索、分類（図形ターム、平成16年4月よりウィーン図形分類）、類似群コード等により検索できる



図表 2 特許庁システム構成図（現行体系）

なお、「特許庁業務・システム最適化計画」については、特許庁ホームページにおいて公表している。

2. 調達計画

2.1. 特許庁システムのシステム方式と調達内容

「1.2. システムの概要」に示したシステム構成により構築・運用されている業務・システムについては、構造の簡素化を図り、システム構造の定型化¹と集中化²を進め、機能別に見直した上で、業務・システムを刷新する。

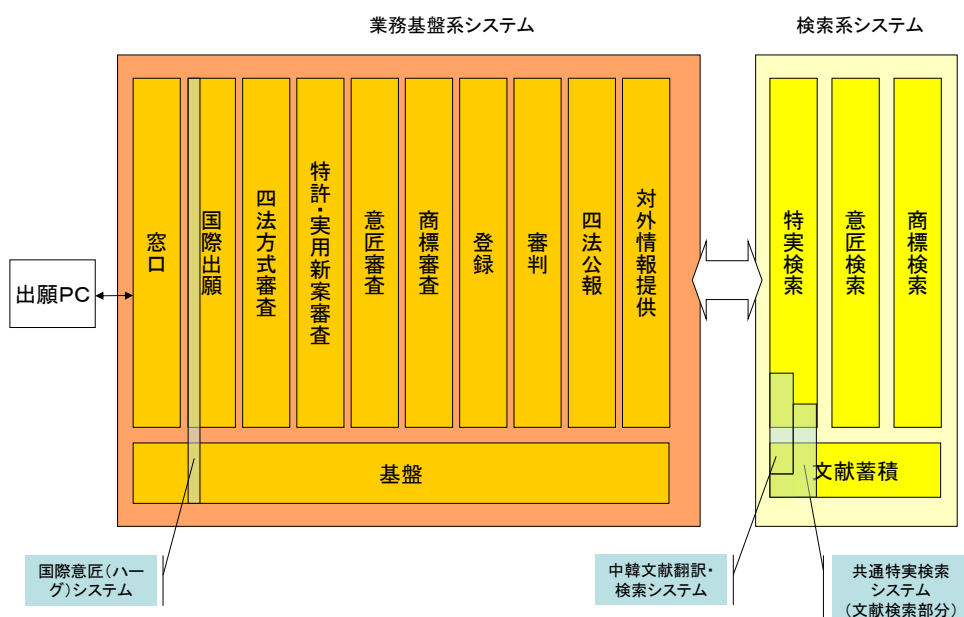
また、政策事項については優先度に応じてシステム対応する必要があることから、図表 3 に示すとおり、窓口機能（現行の受付システム）、審査機能（現行の審査周辺システム）、登録機能（現行の登録システム）、四法公報機能（現行の公報システム）等を有する「業務基盤系システム」（現行体系の事務システムに相当）と、検索機能（現行のFターム検索システム、意匠検索システム、図形商標審査システム）を有する「検索系システム」（現行体系の検索システムに相当）とからなる情報システム方式を採用する。

なお、業務基盤系システムについては、既存システムは稼働させたまま、①優先的に対応すべき政策事項のシステム対応の実現と、②システム構造の見直し、を同時並行的に実施する。このため、システムを段階的に刷新する方式を採用し、個別システム単位で前記①と②の実施時期を調整しながら刷新を進める。

一方、検索系システムについては、各政策事項を優先度に応じて区分し、段階的に開発する。

¹ システムの構造を、①業務アプリケーション（以下「業務AP」という。）、②データベース、③両者の情報授受を行う基盤機能（所定の通信形式で業務APがデータベースにアクセス可能とする機能）、の三層構造とするために個別システムが準拠すべき「アーキテクチャ標準仕様」を策定し、各個別システムを当該標準仕様に基づくシステム構造へと改修すること。

² 個別システムごとになっている基盤機能の集約、データベースの集約及びデータベースごとに分散しているデータを論理的に集約（共有データベースを構築し、当該共有データベースにデータを集約）すること。



図表 3 特許庁システム構成図（将来体系）

2.2. 設計・開発の工程における分離調達の内容

特許庁システムの設計・開発工程においては、「2.1. 特許庁システムのシステム方式と調達内容」にも示したとおり、システムを「業務基盤系システム」と「検索系システム」に分離して設計・開発を行う。

また、1.1. で挙げた各個別業務のみに必要な機能である「審査機能」、「審判機能」、「四法公報機能」等は分離して設計・開発を行う。

2.3. ハードウェアとソフトウェアの分離調達内容

ハードウェアとソフトウェアについては、相互の関連性を考慮しつつ調達内容を検討するものとし、詳細については、今後、調達単位を整理・検討のうえ、決定する。

中韓文献翻訳・検索システムに関しては、クラウドサービスを利用し、ソフトウェア部分の機能を簡素化した開発を行うことから、システム構築費用に占めるソフトウェア部分の割合が小さくなり、分離調達を行うことによるコストメリットが生じないため、分離して調達を行わない。

共通特実検索システム（文献照会部分）は、一般的な情報処理施設（データセンタ）における IaaS や PaaS 等のクラウドサービスの活用を想定していることから、クラウドサービスとソフトウェアとの整合性について十分配慮する必要がある上、性能品質についても十分に担保する必要があり、分離調達による分割リスクが懸念される。加えて、蓄積対象文献の種別が多いものの、システム化対象となる機能の相互関連性が低く、開発すべきソフトウェアの規模が小さいことから分離調達によるコストの低減効果が見込めない上、開発されるソフトウェアのテスト工程においてはクラウドサービス上でのテストが欠かせないこと及び分離によるプロジェクト管理負担の増大による管理費用の増大が予想され、分離調達によるコストメリットは無いと考えられる。更に、開発すべきソフトウェアの規模が小さいことから、ソフトウェアを設計・開発するために必要な期間と比較してクラウドサービス又はハードウェアの調達に必要な期間が長く、クラウドサービス又はハードウェアの調達が完了するまでクラウドサービス又はハードウェア上でのテストが開始できないことから、システムの構築期間が長期化する。したがって、共通特実検索システム（文献照会部分）については、ハードウェアとソフトウェアの分離調達を行わない。

2.4. 運用及び保守の分離調達の内容

運用及び保守について、詳細については今後検討を行うが、原則として設計・開発工程と分離して調達を行う。

中韓文献翻訳・検索システムに関しては、設計・開発時に利用した機械翻訳エンジン用の辞書を用い継続的に訳質向上のための作業が必要となることから、機械翻訳エンジンの設計・開発業者が運用・保守することでリスクを回避できるとともにコストメリットも大きいため、分離して調達を行わない。

共通特実検索システム(文献照会部分)の運用業務の大部分を占める文献データの蓄積処理においては、蓄積対象文献の種別の追加、文献データのフォーマット変更等に対処するためにシステムの改修等の保守作業と密接に関係している。したがって、当該システムの設計・開発内容に精通した設計・開発業者が運用及び保守をすることが効率的であるため、分離して調達を行わない。

2.5. 設計・開発等の工程の管理に関する内容

特許庁は、本計画書に記載した設計・開発等全体の各工程を実施するための体制を整え、各工程の進捗管理及び品質管理等を行う。

これらの工程管理作業を円滑に行うために、専門知識を有する外部の工程管理支援業者を、本計画書に記載した設計・開発等とは別に調達する。

2.7. 今後の各調達の詳細スケジュール

今後の各調達の詳細スケジュールを以下の図表5「各調達の詳細スケジュール」に示す。

図表5 各調達の詳細スケジュール

No.	調達名	調達プロセス		日程(予定含む)
1	国際意匠(ハーグ)システムの設計・開発作業一式	意見招請	官報公示	平成26年6月3日
			意見提出期限	平成26年7月3日
		入札公告	官報公示	平成26年9月
			入札説明会	平成26年9月
			提案書提出期限	平成26年12月
落札者決定	平成27年3月下旬			
2	国際意匠(ハーグ)システムに係るハードウェア(仮)	意見招請	官報公示	平成27年9月
			意見提出期限	平成27年10月
		入札公告	官報公示	平成27年12月
			入札説明会	平成28年1月
			提案書提出期限	平成28年2月
落札者決定	平成28年3月			
3	国際意匠(ハーグ)システムに係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	意見招請	官報公示	未定
			意見提出期限	未定
		入札公告	官報公示	未定
			入札説明会	未定
			提案書提出期限	未定
落札者決定	未定			
4	四法方式審査システムに係る設計・開発(仮)	意見招請	官報公示	平成28年6月
			意見提出期限	平成28年7月
		入札公告	官報公示	平成28年10月
			入札説明会	平成28年10月
			提案書提出期限	平成29年1月
落札者決定	平成29年3月下旬			
5	四法方式審査システムに係るハードウェア(仮)	意見招請	官報公示	平成30年1月
			意見提出期限	平成30年2月
		入札公告	官報公示	平成30年4月
			入札説明会	平成30年4月
			提案書提出期限	平成30年6月
落札者決定	平成30年8月			
6	四法方式審査システムに係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	意見招請	官報公示	未定
			意見提出期限	未定
		入札公告	官報公示	未定
			入札説明会	未定
			提案書提出期限	未定
落札者決定	未定			

7	特実審査周辺システムに係る 設計・開発(仮)	意見招請	官報公示	平成28年6月
			意見提出期限	平成28年7月
		入札公告	官報公示	平成28年10月
			入札説明会	平成28年10月
			提案書提出期限	平成29年1月
落札者決定	平成29年3月下旬			
8	特実審査周辺システムに係る ハードウェア(仮)	意見招請	官報公示	平成30年1月
			意見提出期限	平成30年2月
		入札公告	官報公示	平成30年4月
			入札説明会	平成30年4月
			提案書提出期限	平成30年6月
落札者決定	平成30年8月			
9	特実審査周辺システムに係る ハードウェアに関する保守・運 用(仮)	意見招請	官報公示	未定
			意見提出期限	未定
		入札公告	官報公示	未定
			入札説明会	未定
			提案書提出期限	未定
落札者決定	未定			
10	審判システムに係る設計・開発 (仮)	意見招請	官報公示	平成30年6月
			意見提出期限	平成30年7月
		入札公告	官報公示	平成30年10月
			入札説明会	平成30年10月
			提案書提出期限	平成31年1月
落札者決定	平成31年3月下旬			
11	審判システムに係るハードウェ ア(仮)	意見招請	官報公示	平成32年1月
			意見提出期限	平成32年2月
		入札公告	官報公示	平成32年4月
			入札説明会	平成32年4月
			提案書提出期限	平成32年6月
落札者決定	平成32年8月			
12	審判システムに係るハードウェ アに関する保守・運用(仮)	意見招請	官報公示	未定
			意見提出期限	未定
		入札公告	官報公示	未定
			入札説明会	未定
			提案書提出期限	未定
落札者決定	未定			

13	四法公報システムに係る設計・開発(仮)	意見招請	官報公示	平成30年6月
			意見提出期限	平成30年7月
		入札公告	官報公示	平成30年10月
			入札説明会	平成30年10月
			提案書提出期限	平成31年1月
落札者決定	平成31年3月下旬			
14	四法公報システムに係るハードウェア(仮)	意見招請	官報公示	平成32年1月
			意見提出期限	平成32年2月
		入札公告	官報公示	平成32年4月
			入札説明会	平成32年4月
			提案書提出期限	平成32年6月
落札者決定	平成32年8月			
15	四法公報システムに係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	意見招請	官報公示	未定
			意見提出期限	未定
		入札公告	官報公示	未定
			入札説明会	未定
			提案書提出期限	未定
落札者決定	未定			
16	意商システムに係る設計・開発(仮)	意見招請	官報公示	平成31年6月
			意見提出期限	平成31年7月
		入札公告	官報公示	平成31年10月
			入札説明会	平成31年10月
			提案書提出期限	平成32年1月
落札者決定	平成32年3月下旬			
17	意商システムに係るハードウェア(仮)	意見招請	官報公示	平成33年1月
			意見提出期限	平成33年2月
		入札公告	官報公示	平成33年4月
			入札説明会	平成33年4月
			提案書提出期限	平成33年6月
落札者決定	平成33年8月			
18	意商システムに係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	意見招請	官報公示	未定
			意見提出期限	未定
		入札公告	官報公示	未定
			入札説明会	未定
			提案書提出期限	未定
落札者決定	未定			

19	中韓文献翻訳・検索システム設計・開発及び運用サービス一式	意見招請	官報公示	平成24年11月30日
			意見提出期限	平成24年12月25日
		入札公告	官報公示	平成25年3月15日
			入札説明会	平成25年3月26日
			提案書提出期限	平成25年6月10日
	落札者決定	平成25年8月26日		
20	共通特実検索システム(文献照会部分)設計・開発及び運用サービス一式	意見招請	官報公示	平成25年12月4日
			意見提出期限	平成26年1月14日
		入札公告	官報公示	平成26年5月7日
			入札説明会	平成26年5月14日
			提案書提出期限	平成26年7月28日
	落札者決定	平成26年10月下旬		
21	共通特実検索システム(検索部分)に係る設計・開発(仮)	意見招請	官報公示	未定
			意見提出期限	未定
		入札公告	官報公示	未定
			入札説明会	未定
			提案書提出期限	未定
	落札者決定	未定		
22	共通特実検索システム(検索部分)に係るハードウェア(仮)	意見招請	官報公示	未定
			意見提出期限	未定
		入札公告	官報公示	未定
			入札説明会	未定
			提案書提出期限	未定
	落札者決定	未定		
23	共通特実検索システム(検索部分)に係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	意見招請	官報公示	未定
			意見提出期限	未定
		入札公告	官報公示	未定
			入札説明会	未定
			提案書提出期限	未定
	落札者決定	未定		

3. その他調達内容に関する事項

3.1. 評価方式及び契約形態

各調達に関する評価方式については、80万SDR以上の案件は一般競争入札（総合評価落札方式）によるものとし、80万SDR未満の案件は一般競争入札（最低価格落札方式）によるものとする。個々に分離された調達のうち、80万SDR以上の案件に関する評価方式及び契約形態を、図表6「各調達に関する評価方式及び契約形態」に示す。

図表 6 各調達に関する評価方式及び契約形態

No.	調達名	評価方式	契約形態
1	国際意匠(ハーグ)システムの設計・開発作業一式	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
2	国際意匠(ハーグ)システムに係るハードウェア(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
3	国際意匠(ハーグ)システムに係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
4	四法方式審査システムに係る設計・開発(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
5	四法方式審査システムに係るハードウェア(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
6	四法方式審査システムに係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
7	特実審査周辺システムに係る設計・開発(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
8	特実審査周辺システムに係るハードウェア(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
9	特実審査周辺システムに係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
10	審判システムに係る設計・開発(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
11	審判システムに係るハードウェア(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
12	審判システムに係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
13	四法公報システムに係る設計・開発(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
14	四法公報システムに係るハードウェア(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
15	四法公報システムに係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
16	意商システムに係る設計・開発(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
17	意商システムに係るハードウェア(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
18	意商システムに係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
19	中韓文献翻訳・検索システム設計・開発及び運用サービス一式	一般競争入札 (総合評価落札方式)	・請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)【ソフトウェアの設計・開発(検索機能、翻訳

			機能)、検索機能に係るクラウドサービス】 ・請負契約(単年度契約)【翻訳機能(訳質向上業務、文献翻訳業務、文献再翻訳業務)に係るクラウドサービス】
20	共通特実検索システム(文献照会部分)設計・開発及び運用サービス一式	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
21	共通特実検索システム(検索部分)に係る設計・開発(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
22	共通特実検索システム(検索部分)に係るハードウェア(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)
23	共通特実検索システム(検索部分)に係るハードウェアに関する保守・運用(仮)	一般競争入札 (総合評価落札方式)	請負契約(国庫債務負担行為による複数年度契約)

3.2. 知的財産権の取り扱い

以下の内容を調達仕様書に記載する。ただし、各調達により条件等が異なる場合があるため、詳細は各調達仕様書を参照すること。

本システムの設計・開発工程を実施した結果作成された知的財産権について、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利は当庁に帰属するものとする。

成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利をいう)は、当庁により受託者に対価が完済されたとき受託者から当庁に移転するものとする。受託者は、著作者人格権を行使しない。ただし、受託者もしくは第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者もしくは第三者に留保される。

3.3. 入札制限

以下の内容を調達仕様書に記載する。ただし、各調達により条件等が異なる場合があるため、詳細は各調達仕様書を参照すること。

3.3.1. 入札制限

本調達の公平性を図る観点から、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者に該当しない者であること。

- (1) 経済産業省CIO補佐官及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給付の特例に関する法律」(平成12年11月27日法律第125号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成11年12月22日法律第224号)に基づき交流採用された職員を除く。)が現在属するまたは過去2年間に属していた事業者

3.3.2. 留意事項

予定されている調達の一部または全部の調達手続きが不調となった場合は、委託業務期間を見直すことがある。

3.3.3. 再委託

再委託については、各調達仕様書に記載する。

3.3.4. 制約条件等

制約条件等については、各調達仕様書に記載する。

4. 本計画書の妥当性証明について

4.1. 調達担当課室の長

特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室長 高木 進

4.2. CIO 補佐官等

本調達計画の内容は、「情報システムに係る政府調達の基本指針」(2007年(平成19年)3月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の内容に照らし、妥当であると判断した。

経済産業省 CIO 補佐官 山本 康

5. 本計画書に関する窓口連絡先

特許庁 総務部 総務課 情報技術統括室 上尾、浦口

電話 : 03-3581-1101 内線 2507

E-mail : PA0I00@jpo.go.jp

6. 調達計画書の改定方針

6.1. 改定契機

以下に該当する場合は、下記 6.2. 改定手順に従い、適宜改定を行う。

- (1) 本書に記載した内容についてより詳細な情報が確定した場合
- (2) 本書に記載した内容について適切な事由により変更が必要と認められた場合

6.2. 改定手順

改定箇所が特定できるように調達計画書に標記の上、改定後の調達計画書を速やかにホームページ上で公表するものとする。

7. 改定履歴

改定年月	改定箇所	改定内容
平成 25 年 12 月	1.1.1.受付発送	出願件数を、平成 24 年の情報に更新
	2.1.特許庁システムのシステム方式と調達内容	・本文中に、表現統一のための修正 ・図表 3 に共通特実検索システム(文献照会部分)の調達に係る記述を

		追加
	2.3.ハードウェアとソフトウェアの分離 調達内容 2.4.運用及び保守の分離調達の内容	共通特実検索システム(文献照会部分)の調達に係る記述を追加
	2.5.設計・開発等の工程の管理に関する内容	最新の調達予定を反映
	2.6.全工程のスケジュール 2.7.今後の各調達の詳細スケジュール 3.1.評価方式及び契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ・図表 4～6 の調達名を修正 ・図表 4、5 のスケジュールの詳細化及び変更 ・図表 5 について、ハードウェアの調達スケジュールの誤りを修正
	5.本計画書に関する窓口連絡先	窓口連絡先の変更
平成 26 年 6 月	2.1. 特許庁システムのシステム方式 と調達内容	図表 3 に国際意匠(ハーグ)システムの調達に係る記述を追加
	2.6.全工程のスケジュール 2.7.今後の各調達の詳細スケジュール 3.1.評価方式及び契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ・図表 4～6 の調達名を修正 ・図表 4、5 のスケジュールの詳細化 ・図表 5、6 に共通特実検索システム(検索部分)の調達に係る記述を追加